



障精発 0906 第 1 号
平成 30 年 9 月 6 日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課長
(公印省略)

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う第 1 回公認心理師試験の対応について

平成 30 年 9 月 6 日（木）に発生した平成 30 年北海道胆振東部地震によって、平成 30 年 9 月 9 日（日）に予定している第 1 回公認心理師試験については、現時点で下記のとおり対応することとしましたので、受験者及び関係者に対する周知方よろしくご配慮お願いいたします。

記

1. 全国 9 試験地のうち、北海道を除く宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県の 8 試験地では、現時点において予定通り試験を実施します。
2. 北海道の 2 試験会場（天使大学、北海道文教大学恵庭キャンパス）は被災によって試験の実施が困難な状況であるため、北海道での試験を中止し、北海道で受験予定であった者等については追加の試験を実施することといたします。
3. 追加の試験の対象者
追加の試験の対象者については、以下のいずれかに該当する方です。
 - (1) 平成 30 年 9 月 9 日（日）に北海道で受験する予定で受験できなかった者
 - (2) 平成 30 年 9 月 9 日（日）において北海道内に居住または勤務等しており、北海道以外の試験地で受験する予定であったが受験できなかった者
 - (3) その他、第 1 回公認心理師試験を受験できなかったことにつき、平成 30 年北海道胆振東部地震が発生したことに起因する正当な理由を有すると認められる者

なお、北海道外に居住しており、北海道の試験地で受験する予定であった者で試験会場の変更を希望する場合には、指定試験機関*宛て連絡していただくこととします。

※指定試験機関：一般財団法人日本心理研修センター 電話 03-6902-1880

4. いずれの試験地においても、上記3に該当しない方は、平成30年9月9日（日）に実施する試験の試験会場の変更や、追加の試験の受験は認められません。

以上

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室
溝口、渡邊、中島
(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 3112、3113)